

桜農発第66号  
令和6年6月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜井市長 松井 正剛

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)
地域名 (地域内農業集落名)	箸中地区 (箸中集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・農家の高齢化が進んでおり、それに伴う耕作放棄地の増加の懸念がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地の集積・集約化を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

・認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

多面的機能支払交付金を活用しながら管理を行い、農業環境を維持する。特に農道のアスファルト舗装・水路の拡張、補強に着手しており今後も継続する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJA等、他団体との連携を進める。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

稲の刈り取り、乾燥をJAに委託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

##### ・鳥獣被害防止対策

鳥獣被害防止柵等の設置により対策を行う